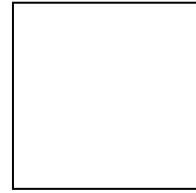


2006 年度秋学期憲法演習課題メモ

第 13 回 安全保障

学籍番号 _____ 氏名 _____



統治行為論

自衛権

専守防衛

片務条約

象徴 / 君主 / 元首

抵抗権 / 国家緊急権

憲法改正の手續

憲法改正権の限界

憲法変遷論

第13回 予習のポイント

1. **砂川事件**において、被告人Yは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法」(原文ママ)に違反したとして起訴されたが、それが、どのように(旧)日米安全保障条約の憲法適合性と関係するのか。
2. 日米安全保障条約及び駐留米軍の合憲性について、政府は、どのような見解を採っているか。
3. 日本国憲法9条1項で放棄するとする「戦争」とは、何か。主な学説と政府見解をまとめよ。
4. 日本国憲法9条2項にいう「前項の目的を達するため」とは、どのような意味か。また、同項で保持しないとする「戦力」とは、何か。主な学説と政府見解をまとめよ。

5. 最高裁判所は、日本国憲法に定める平和主義について、どのようにとらえているか(砂川事件の最高裁判決参照)。
6. 憲法と条約とはどちらが優位すると思うべきか。また、条約に対する司法審査の可否について、論ぜよ。
7. 安全保障条約は司法審査の対象となりうるか。砂川事件の最高裁判決を読んだうえで、判例の立場を説明せよ。
8. 司法審査権の対象外の事項が問題となった場合の裁判所のとるべき判断について、砂川事件の最高裁判決でいうところを、苫米地事件の最高裁判決の場合と比較せよ。